

組合員・利用者の皆様へ

## 振込規定改正のお知らせ

平素は当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

「振込規定」について、下記のとおり改正することといたしますのでお知らせいたします。

記

### ■主な改正内容

- (1) 振込規定の変更は、民法の定型約款の変更の規定に基づいて行うこと等を追加します。
- (2) 令和2年4月1日より訂正手数料を新設するため、訂正手数料徴収の旨を記載します。
- (3) 組戻し不能時、また組戻しされた振込代わり金をもって再度振込される際の組戻手数料の返却を廃止とし、返却しない旨の変更を行います。

※その他所要の見直しを行います。

### ■改正日／令和2年4月1日（水）

以上

ご不明な点がございましたら、当組合本支店へお問い合わせください。

令和2年3月

島根県農業協同組合